

[研究ノート]



“LTG” から “SDGs” への展開とその内容

——特に企業経営との関連において——

柳 田 仁

柳 田 仁
 神奈川大学名誉教授
 神奈川県出身
 早稲田大学商学研究科博士後期課程単位取得退学

キーワード

ローマ・クラブ, プルトラント委員会報告,
 GRI, CSR, ESG, MDGs, No One Left Behind,
 パリ協定, 気候変動, 持続可能な開発

はじめに

現在では、SDGsの認知度は高く、私立中学校の入試にさえ出題されるようになってきているが、その思想の根源を辿れば、論語、仏教典、聖書⁽¹⁾等まで遡ることができる。例えば、論語の卷第四に次のような文章がある。「……不義にして富且つ貴きは、我に於いて浮雲の如し」(述而第七、一五)⁽²⁾。また、「ブッダの言葉」として、「足ることを知り、わずかの食物で暮らし、雑務少なく、生活も簡素であり、諸々の感官が静まり、聡明で、高ぶることなく、諸々の(ひとの)家で食ることがない」(スッタニパーター第一の八)⁽³⁾。古典経済学ではアダム・スミス⁽⁴⁾、T.R. マルサス⁽⁵⁾、D. リカード⁽⁶⁾、近代経済学・厚生経済学ではA.C. ピグー⁽⁷⁾等、また清貧的な思想にそれを見出すことができる。更に、現代の自然科学分野では、農業の被

害に関して警告したレイチェル・カーソンの『沈黙の春』(1969)が、特に環境問題を論じた古典として挙げられる。

近代日本においては、近江商人の「三方よし」の商慣行、石田梅岩・恩田杵・二宮尊徳・井原西鶴の言行、渋沢栄一の「道徳経済合一説」等の見解⁽⁸⁾、近年の伝統的温情主義的な経営慣行⁽⁹⁾が注目される。

本稿では、20世紀後半以降からSDGsまでの経緯と内容を特に企業経営との関連を念頭に辿り考察する。

I. SDGs 制定化に与えた主な事項の年表と若干の解説

我が国において経済成長が絶頂期を迎えた頃、世界各国の科学者、経済学者、経営者、教育者等で構成された民間組織であるローマ・クラブから警告が発せられた。すなわち、このような急速な勢いで経済が成長することで天然資源が消費され、環境が汚染され、人口増加等が続く場合、地球はいつまで人間の生息を保証しうるか、真剣に模索しなければならない⁽¹⁰⁾と。このローマ・クラブが人類生存上、極めて重要な問題に対し、発足以来数度の会合をもち、その結果をまとめたものが、『成長の限界 (LTG; The Limits To Growth)』というレポートである。

1970年：ローマ・クラブ結成

1971年7月：環境庁設置 (2001年環境省に改

| | |
|--|---|
| <p>組) 1972年：ローマ・クラブ、レポート『成長の限界』発表</p> | <p>会」(WCED: World Commission on Environment and Development) すなわちブルントラント委員会の設置</p> |
| <p>5月：OECD理事会で汚染者負担原則 (PPP; Polluter Pays Principle) 採択</p> | <p>: GRI (Global Reporting Initiative), IIRC (International Integrated Reporting Council) が素案公表</p> |
| <p>6月：国連「人間環境会議」(ストックホルム大会)</p> | <p>1985年：ヒイラハ会議で「地球温暖化」が初めて議題となる。</p> |
| <p>人間環境の保全と向上に関する宣言がなされた。宣言の(1)では、「……自然のままの環境と人によって作られた環境は、共に人間の福祉、基本的人権、さらに生存権そのものの享受のため重要である」⁽¹⁾と述べている。</p> | <p>1987年：ブルントラント委員会最終報告「われらが共有の未来 (Our Common Future) を発表。その要旨に「世代間のニーズを満たすこと」すなわち、 “Sustainable Development is the kind of development that meets the needs of the present without compromising the ability of future generations to meet their own needs.” という重要な文言が盛り込まれる。</p> |
| <p>: 海洋投棄禁止条約 (ロンドン) 採択</p> | <p>地球温暖化, オゾン層破壊, 酸性雨, 砂漠化, 有害廃棄物, 森林破壊, 海洋汚染等が開発によって発生していることを指摘し, 将来の世代の経済発展の基盤を損なうことのない開発を目指すとしている。</p> |
| <p>1973年：国連環境計画 (UNEP; United Nations Environment Programme) 発足 環境分野の国連機関として、地球の持続可能な開発に貢献する組織である。</p> | <p>: オゾン層保護モントリオール議定書採択</p> |
| <p>: 絶滅野生動植物輸出入禁止 (ワシントン) 条約採択</p> | <p>ウィーン条約に基づき, オゾン層を破壊するおそれのある物質を指定し, これらの製造, 消費及び貿易を規制することを目的とする。</p> |
| <p>: 「自然環境保全法」施行, 2009年5月改訂 (日)</p> | <p>1988年：気候変動政府間パネル (IPCC; International Panel Climate Congress) 設立</p> |
| <p>1975年：第7回国連特別総会でのテーマ「開発と経済協力」</p> | <p>気候変動に関する専門家から構成される国連組織で, 気候変動に対応する政策判断用の根拠を提供・報告する。</p> |
| <p>1977年：国連水会議・砂漠化防止会議；環境教育政府間会議開催</p> | <p>1989年：国際商業会議所 (ICC) が環境監査に関する定義を公表</p> |
| <p>1980年：国連環境計画 (UNEP), 国際自然保護連合 (IUCN; International Union for the Conservation of Nature) 等がまとめた「世界保全戦略」に「持続可能な開発」の語が初めて使用される。</p> | <p>例えば, ドイツの革新的企業では,</p> |
| <p>1982年：UNEP理事会特別会合 (ストックホルム会議10周年), ナイロビで開催</p> | |
| <p>日本政府が「21世紀における地球環境の理想の模索とその実現に向けた戦略策定を任務とする特別委員会の設置」を提唱</p> | |
| <p>1984年：国連「環境と開発に関する世界委員</p> | |

- 会計事務所等の指導の下に従来からの財務監査のほかに、自主的に環境管理状況の監査を実施しているところもあった。
- 1990年：IPCCがその報告書で初めて地球温暖化（平均気温が10年で0.3度上昇）に言及
- 1991年4月：経団連「地球環境憲章」発表
- 1992年6月：地球サミット（国連環境開発会議）
「企業環境と開発に関する宣言・アジェンダ21」がリオデジャネイロで発表され、森林保全等に関する原則採択、「気候変動に関する国連枠組条約」、「生物多様性に関する条約」署名
- 1993年：ECエコマネジメントに関する「基本原則」を可決
：世界人権会議（ウィーン）開催。
：環境基本法制定（日）
- 1994年：国連人口開発会議（カイロ）
- 1995年3月：第1回気候変動枠組条約締結国会議開催（COP1ベルリン）
この会議では、2000年以降の排出量に関する条約の諸規定機能化のためのルール作りが討議された。
- 1996年：国際標準化機構（ISO；International Organization for Standardization）環境保全に関する14000シリーズ発行
- 1997年：国連環境開発特別総会（UNGASS）開催、「アジェンダ21のより一層の達成のための計画」採択、ニューヨーク国連本部。
：第3回気候変動枠組条約締結国会議開催（COP3京都）
最初に温暖化ガス削減目標及び具体的取り組みを掲げた国際的公約を発表する。
：「環境基本法」（日）等公布・施行
- 1999年：環境庁・環境保全コストの把握に関する検討会「環境保全コストの把握および公表に関するガイドライン—環境会計の確立に向けて—」（中間とりまとめ）発表
- 2000年3月：環境庁「環境ガイドブック」発行
：国連“MDGs”採択（ニューヨーク開催）
特に、途上国の貧困、教育、健康、環境等の社会的な課題に重点を置く。
- 6月：GRI「持続可能な報告ガイドライン」公表
持続可能な経済への発展を促進し、管理することに貢献。
：国連グローバル・コンパクトによる「企業の社会的責任10原則」
- 2001年：環境庁『環境報告書ガイドライン』（2000年度版）発行
- 2002年：持続可能な開発に関する世界サミット（リオ+10）が開催され、「アジェンダ21についての包括的レビュー」、ミレニアム開発目標（MDGs）を採択
- 6月：経済産業省「環境管理会計手法ワークブック」発表
- 9月：GRIがサステイナビリティレポート・ガイドライン（COP8ヨハネスブルク）発表
- 2003年：経済同友会「市場の進化と社会的責任経営」発表
- 2004年：日本経団連：『企業行動憲章』のCSRの視点を盛り込み改訂
：PRIから責任投資原則の公表
- 2006年：有機農業推進法制定（日）
- 2008年：北海道洞爺湖サミット開催
- 2010年：ISO26000SR（組織の社会的責任）発行
- 2011年：SASB（Sustainability Accounting Standard Board）設立

中長期的観点から投資家の意思決定に貢献するため将来財務に影響大と想定される環境・社会・ガバナメント要素の開示をスタンダードとして設定する非営利の団体である。

2012年：リオ+20（国連持続可能な開発会議）開催

2013年12月：IIRC が統合報告書の作成フレームワーク公表

2014年：責任機関投資家原則の制定

2015年9月：国連“MDGs”目標期限にともない、「持続可能な開発のための2030アジェンダー（含“SDGs”）」採択：パリ協定〔於、国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）〕採択 産業革命以降の世界の平均気温上昇幅を2度未満、可能ならば1.5℃以内に抑制、2020年から協定の実施へ

2016年：持続可能な開発目標（SDGs）を含む、2030アジェンダ発効

2017年：FSB がTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）最終提言を公表。その目的は、気候関連リスクの情報開示支援と低炭素社会移行にともなう金融市場の安定化

10月：持続可能な投資の促進に向け GPIF（Government Pension Investment Fund；年金積立金管理運用独立行政法人）と世銀グループとの提携

2018年9月：GPIF がグローバル環境株式指標を選定（‘15 UN-PRI への署名表明）

4月：GPIF と世銀が、債券投資における ESG に関する共同研究の報告書発表

2019年：グリーンボンド等に関するアフリカ開発銀行、北欧投資銀行、アジア開発銀行、欧州投資銀行との取り組みについて相次いで発表、

2019年11月：トランプ大統領、パリ協定から

の脱会を正式に表明

12月：COP21マドリッド（議長国チリ）で開催、パリ協定が主な議題

2020年3月：新型コロナウイルス世界中に蔓延で、WHO が緊急声明。その感染がパンデミック状態であることを表明。NY 株、一時約3,000ドルの大暴落。

II. CSR, ESG, MDGs, それぞれの概要

1. CSR の内容

CSR (Corporate Social Responsibility) とは「企業の社会的責任」と訳されている。

D.E. Hawkins は、その著“Corporate Social Responsibility”に“Balancing Tomorrow’s Sustainability and Today’s Profitability”という副題を付け、CSRとは「明日の持続可能性と今日の収益性とのバランスをとること」であると述べる。

要するに、CSRとは、企業が現在における短期的・利己的利益の追求のみに邁進せず、長期的・大局的観点に立って、企業を取り巻くステークホルダーおよび社会を充分に考慮して経営活動を行い、その持続的発展に資するため実施すべき思想・概念である。

社会的な観点から自然環境だけでなく、企業の行動規範すなわち企業倫理、法令遵守、社会貢献、人権尊重、男女平等、ビジネス関係等広範な社会的観点を織り込んだより広い観点から企業を評価する必要があるという考え方に立つのがCSRの基本にある。

CSRの課題としては、本業とかけ離れた多くの事項が要請される面¹²⁾もあるために、当該企業にある程度の余裕がなければ実施できないこと、また広範な事項に関連するため数量化できない部分のあること、客観性のない情報の扱い方法等、種々ある。

2. ESGの内容

ESGのEは“Environment”，Sは“Social”，Gは“Governance”の略である。2006年当時に、国連事務総長であったコフィ・アナン氏は、企業がCSRを重視して行動しても、投資家が短期的な投機目的のもとに行動している、地球は長生きができないのではないかと。投資家もESGを意識して行動するように呼び掛けたこと（UNEP）から生まれた。この宣言に同意した投資家は、責任投資原則（PRI；Principle for Responsible Investment）に署名することでESG投資家と呼ばれるようになった。

(1) ESG投資の分類¹³⁾

- ① ネガティブ・スクリーニング：武器製造、児童強制労働、ギャンブル、化石燃料の採掘等、社会倫理や環境汚染にかかわる“Sin Stock”と呼ばれる特定業界の株式・債券を投資の対象から除外する手法である。
- ② 国際規範スクリーニング：環境保全や人権問題等、国際的規範（ILO, OECD, UN等）に関して一定の基準に未達の企業を投資対象から除外する手法である。
- ③ ポジティブ・スクリーニング（ベスト・イン・クラス）：ESGに関して優れた銘柄のみを選び、投資する手法である。その基準としては人権、環境、従業員対応、ダイバーシティ等で、総合ESGスコア方式が実践されている。
- ④ サステナビリティ関連投資：再生可能エネルギー、水等、社会や環境に関して特定のテーマを設定し、それに関連する企業を対象とする投資手法である。
- ⑤ インパクト・コミュニティ投資：「社会」と「環境」の面からのインパクトを重視した投資手法である。すなわち、社会や環境へのインパクトを優先し、財務パフォーマンスを犠牲にするタイプとこれらすべてを

追及するタイプとに分ける。

- ⑥ ESGインテグレーション：財務情報だけでなく、非財務情報を含むESG情報も考慮する手法である。
- ⑦ エンゲージメント・議決権行使：エンゲージメントとは、株主の立場から投資先企業や投資検討中の企業にアクションやポリシーをとるよう働きかけることである。これは、投資先と密接にかかわる手法である。

(2) ESGがステークホルダーに与える影響
ESGは、多様なステークホルダーに種々の影響を与える。すなわち、

- ① 顧客への影響：これにはグリーンで、エシカルな消費活動を支援する。
- ② 従業員への影響：より良い作業条件と待遇の改善に貢献する。
- ③ 取引先への影響：経済的問題のほか、環境保全や社会的問題への対応が国内のみならず国際的にも要請されるようになる。
- ④ 地域社会への影響：企業の豊富な資源と人材を提供することで地方活性化が促進される。
- ⑤ 投資家への影響：投資家の判断に役立つ非財務の情報を提供可能である。
- ⑥ 政府・自治体等への影響：たとえば、統一的なCO₂や廃棄物の排出削減目標等の設定に影響を与えている¹⁴⁾。

3. MDGsの内容

MDGs（Millennium Development Goals）とは、1990年代に開催された主要な国際会議・サミットで採択された国際開発目標と2000年9月に開催の国連ミレニアム・サミットで採択された宣言をまとめたものをいい、ミレニアム開発目標と邦訳される。

- (1) MDGsの目標とその達成困難性
2015年までの達成目標として8ゴール（G）と21ターゲット（T）を挙げている。

- G.1 極度の貧困と飢餓の撲滅
- ・ T1A：2015年までに1日1ドル未満で生活する人口比率の半減
 - ・ T1B：女性・若者を含めた適切な雇用確保
 - ・ T1C：2015年までに飢餓で苦しむ人口割合を半減
- G.2 普遍的初等教育の達成
- ・ T2A：2015年までに、全ての子供が男女の区別なく初等教育の全過程を修了可能に
- G.3 ジェンダーの平等の推進と女性地位の向上
- ・ T3A：初等・中等教育における男女格差解消を2005年までに達成し、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差の解消
- G.4 幼児死亡率の削減
- ・ T4A：2015年までに5歳未満児の死亡率を3分の2に減少
- G.5：妊産婦の健康の改善
- ・ T5A：2015年までに妊産婦死亡率を4分の3に減少
- G.6：HIV／エイズ、マラリアその他疾病の蔓延防止
- ・ T6A/B：HIV／エイズ蔓延を2015年までに阻止・減少。2010年までにHIV／治療薬への普遍的アクセスを達成（T6C：略）
- G.7：環境の持続可能性の確保
- ・ T7A：持続可能な開発原則を政策や戦略に反映させ、環境資源の喪失を阻止・回復
 - ・ T7B：2010年までに生物多様性の損失を確実に減少
 - ・ T7C：2015年までに安全な飲料水と基礎的衛生施設を継続的に利用不能な人の半減
 - ・ T7D：2020年までに最低1億人のスラム居住者の生活を大幅減
- G.8：開発のためのグローバル・パートナーシップの推進
- ・ T8A：開放的でルールに基づいた、予測可能で無差別の貿易及び金融システムの構築を推進（含グッド・ガバナンス、開発及び

貧困削減に対する国内及び国際的な公約)

- ・ T8B：最貧国の特別なニーズへの取組
 - i) 最貧国からの輸入品に対する無関税・無枠
 - ii) 重債務貧困国に対する債務救済・二重間債務の帳消しのための拡大プログラム
 - iii) 貧困削減に取り組む諸国に対するより寛大な ODA の提供
- ・ T8C：内陸国及び小島嶼開発途上国の特別なニーズへの取組
- ・ T8D：国内及び国際的措置を通じて、途上国の債務問題に包括的に取り組み、債務を長期持続的なものにする
- ・ T8E：製薬会社と協力し、途上国で人々が安価に必須医薬品を利用可能にすること
- ・ T8F：民間セクターと協力し、特に情報・通信分野の新技术による利益獲得

上述の MDGs の目標には、短期的には達成困難な事項があり、また先進国主導のため、多くの途上国問題がとり残され、次の SDGs に引き継がれることになる。

4. CSR・ESG・MDGs から SDG へ
 SDGs⁽¹⁵⁾と CSR との関連であるが、CSR 論が提唱された当時は、営利的な企業経営とあまりにもかけ離れた理論だと敬遠する企業も多かった。しかし、環境保全・倫理意識の浸透とステークホルダーの意識の変化とともに、それに続く ESG, MDGs がある程度の実践性を取り込み、提唱されたため企業経営者にもより広く受け入れられるようになり、SDGs へと展開していくことになる。

Ⅲ. SDGs において、特に企業経営に関連する重要な項目

国連総会において2015年9月25日、2030年までの指針として「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」が採択された。このなかに15年間の時代的变化を加味して MDGs を継承発展

させたSDGsが含まれている。SDGsとは、“Sustainable Development Goals”の頭文字の略称で「持続可能な開発（発展）目標」と訳されている。これは、経済成長（Economic growth）・社会普遍性（Social inclusion）・環境保全（Environmental protection）を含む17の目標とその具体的内容を示す169個のターゲット（T）、さらにその達成度を評価する232の技術指標からなっている。

そもそも企業がSDGsに関心を持つ動機は、ブランド・イメージ、社会的に良い評判（Reputation）を得ることで営業・財務活動を有利にする、あるいは資本主義の社会主義化にともなう規制の変化・リスク軽減等に対応して行動するところにある。

そのような観点から、SDGs17項目はすべて直接、間接に企業活動に関連する。しかし、企業活動に即してG2、G3、G6、G7、G8、G9、G11、G12、G13、G14、G15、G17の12項目に絞って言及するもの¹⁰⁶もある。しかしながら、本稿本章では紙幅の都合上、さらに絞って特にG7、G8、G9、G12、G13、G17の6項目に関してのみ紹介と若干の考察をする。

G.7 Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all

このゴールのターゲットとしては3項目が挙げられている。すなわち、(1)では、安価かつ信頼できる現代的エネルギーへの普遍的アクセスを確保すること。現在、世界において電気を利用できない住民は、約10億人いるといわれる。そのような人々に安価で、容易に入手できかつ信頼できるエネルギーの提供が要請されている。

(2)では、エネルギーミックスにおいて再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大すること。

地球温暖化が進む中、低炭素社会を実現するために二酸化炭素をほとんど排出しない再生可能エネルギーの開発・活用が要請される。半世紀以上前は、石炭等を動力として活用し、煙を

モクモクと排出している重厚長大企業の操業が、経済的活力として頼もしく見做されていたが、現在においてはむしろマイナスイメージにとらえられる。企業としては初期投資には多額を要するにしても、CO2をほとんど排出しない再生可能エネルギーに転換していくべきであるが、どの時点でどのように転換するか意思決定は困難である。

(3)は、エネルギーの効率化である。エネルギーの効率的利用・節約は従来から実施されてきたことであるが、発想の転換によって更なる効率化が要請される場所である。

更に、再生可能エネルギー、エネルギー効率化並びにクリーンエネルギーに関する研究開発・国際協力、特に途上国のインフラ拡大・技術向上にもふれている。

エネルギーの効率化・開発については原価管理技法が有力な武器になるであろう。

G.8 Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all

このゴールのターゲットとして10項目が挙げられている。すなわち、(1)1人当たり経済成長率を持続させ、特に後発途上国は年7%以上の成長率維持。(2)高付加価値セクター等に重点を置き、多様化、技術向上、イノベーションを通じた高いレベルでの経済生産性達成の要請。(3)生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションの支援並びに中小零細企業の設立・成長の奨励。(4)先進国主導のもとに持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断。このことは、今後の経営管理者に特に要請される。(5)同一労働同一賃金。(6)就労・就学・職業訓練機会の増加。(7)強制労働・児童労働等の撲滅。(8)多様な労働者の権利保護と労働環境の整備。(9)持続可能な観光業促進のための政策立案。(10)金融機関の能力強化及びそのサービスのアクセスへの促進拡大。更に、途上国

に対する貿易上の支援、若年労働者の仕事に関する世界協定実施が挙げられている。

以上いずれも、経営管理上、特に経営管理者が配慮しなければならない事項である。

G.9 Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation

このゴールのターゲットとして5項目が挙げられている。すなわち、(1)すべての人々に安価で公平な経済発展と福祉支援のため越境インフラを含む上質で、信頼でき、持続可能で強靱なインフラの開発。(2)包括的・持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国相応の雇用及びGDPに占める産業シェア増加。途上国はその割合を倍増。(3)前項との関連で金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセス拡大。(4)各国は、資源利用効率向上とクリーン技術及び環境配慮技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良・産業改善により、持続可能性の向上。(5)省略。

更に、途上国等の支援強化を通じてインフラ開発促進、技術開発・研究・イノベーション支援、情報通信技術へのアクセスの改善を挙げ、途上国も含め持続可能な産業化の促進・イノベーションの推進を図っているが、これらのターゲットは、特に途上国においては今後10年で達成するのは困難に思われる。

G.12 Ensure sustainable consumption and production patterns

このゴールのターゲットとして8項目が挙げられている。すなわち、(1)先進国主導のもとに、特に途上国の開発状況を勘案しつつ持続可能な消費・生産に関する10年計画フレームの実施、(2)2030年までに、天然資源の持続可能な管理・効率の量の達成、(3)2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たり食糧廃棄ロスの半減。(4)2030年までに、製品ライフサイクルを通じ、環境上適切な化学物質や全廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境へ

の影響を最小化するために放出を大幅に減じること。(5)省略。(6)特に大企業・多国籍企業等に対し、持続可能性な取組を導入し、その情報を定期的に盛り込むことを奨励。(7)国家の政策や優先事項において持続可能な公的調達慣行の促進。(8)省略。

更に、途上国に対し、科学的・技術的能力の強化支援、観光業の持続的開発のための手法開発導入、市場のひずみ除去のため非効率な補助金を合理化することが挙げられている。

この項のターゲットには、ダブリや個別なものも含まれている。

G.13 Take urgent action to combat climate change and its impacts

このゴールとして3項目が挙げられている。すなわち、(1)気候関連災害・自然災害に対する強化、(2)気候変動対策の盛り込み、(3)気候変動の緩和および早期警戒に関する制度機能の改善である。

更に、UNFCCC (United Nations Framework Convention on Climate Change) の先進締結国のコミットメントの実施、緑気候基金を本格始動、途上国において気候変動関連の効果的な計画策定と管理のメカニズム推進を挙げている。

気候関連情報は、現在では企業経営にとって重要度はさらに増している。そのためにも気候変動関連の効果的なメカニズムの推進が講じられる必要がある。

G.17 Strengthen the means of implementation and revitalize the global partnership for sustainable development

このゴールは、19項目から構成されており、更に7つにまとめられている。このなかには、上述の16項目のゴール達成のために具体的な手段と体制がまとめられている。

資金：(1)課税および徴税能力の向上、(2)先進国の途上国に対する政府開発援助 (ODA) の具体的達成目標、(3)追加的資金源の動員、(4)途上国の長期的債務リスク等の軽減、(5)後

発途上国の投資枠組の導入と実施。技術：(6) 科学技術イノベーション (STI) およびこれらに関する地域的・国際的協力の向上。また、国連レベル等メカニズム間の調整改善，相互に合意した条件における知識の共有。(7) 途上国に対し，環境を配慮した技術の開発，移転，普及及び拡散を促進すること。(8) 情報技術 (ICT) 等，実現技術の利用強化。能力構造：(9) 途上国における効果的かつのを絞った能力構造の実施に対する国際的支援の強化。貿易：(10) WTO 下での公平な多角的貿易体制の促進。(11) 途上国の輸出シェアの倍増。(12) 途上国からの輸入に対し，永続的な無税・無枠の市場アクセスを適宜実施。体制面：政策・制度的適合性(13) 政策の協調・首尾一貫性等を通じて，世界的マクロ経済の安定化促進，(14) 持続可能な開発のための政策の首尾一貫性の強化，(15) 貧困撲滅および持続可能な開発のための政策の確立・実施に際しては各国の政策空間・リーダーシップの尊重。マルチステークホルダー・パートナーシップ：(16) 特に途上国での持続可能な開発目標の達成を支援するため専門的知見，技術及び資金源動員，共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完し，持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化，(17) 効果的な公的，官民，市民社会のパートナーシップを奨励・推進。データ，モニタリング，説明責任：(18) 2020年までに，途上国及び小島嶼途上国に対する能力構築支援を強化し，所得，性別，年齢，人種，地理的位置およびその他各国特性別の質が高く，タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性の向上，(19) 2030年までに，持続可能な開発の進捗状況を測る尺度を開発し，途上国における統計能力構築の支援。

なお G.17では，特に，途上国に焦点を当てた持続可能な開発のための実施手段をグローバルな観点に立って提唱している。

IV. その他 SDGs の一般的・社会的項目等の内容

本章では SDGs17項目のうち，主に一般的・社会的項目等について簡潔に紹介する。

G.1 End poverty in all its forms everywhere :

1.1 2030年までに，現在 1 日 1.25US 未満ドルで生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。

(1.2略)

1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し，2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。(以下略)

G.2 End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture

2.1 2030年までに，飢餓を撲滅し，すべての人々，特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が 1 年中安全かつ栄養のある食料を十分に得られるようにする。

2.3 2030年までに，土地，その他の生産資源や，投入財，知識，金融サービス，市場および高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて，女性，先住民，家族農家，牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食糧生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。

2.4 2030年までに，生産性を向上させ生産量を増やし，生態系を維持し，気候変動や極端な気候現象及びその他の災害に対する適応能力を向上させ，斬新的に土地と土壌の質を改善させるような持続可能な食糧生産システムを確保し，強靱な農業を実践する。

(2.2及び2.5略)

G.3 Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages

3.1 2030年までに，世界の妊産婦の死亡率を

- 出生10万人当たり70人未満に削減する。
- 3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
(3.2及び3.4以下略)
- 新型コロナウイルス感染症の世界的大流行で、この項目が間接とはいえ企業・経済活動にいかん重大な影響を及ぼしたのかを経営管理者等は身をもって体験している。
- G.4 Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all
- 4.1 2030年までに全ての子供が男女の区別なく適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で、質の高い初等・中等教育を修了することができるようにする。
(4.2以下略)
- G.5 Achieve gender equality and empower all women and girls everywhere
- 5.1 あらゆる場所における全ての女性及び少女に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
(5.2以下略)
- G.6 Ensure availability and sustainable management of water and sanitation all
- 6.1 2030年までに、全ての人々の安全安価な飲料水の普遍的衡平なアクセスを達成する。
- 6.2 2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外排泄をなくす。女性・女兒並びに脆弱な立場にある人々のニーズに留意する。
- 6.3 2030年までに、汚染の減少、投機廃棄物と有害な化学物質の排出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再利用と安全な再利用の世界的規模での増加で、水質を改善する。
- 6.4 2030年までに、全セクターで水の利用率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
- 6.5 2030年までに、適切な国際的協力を含む全てのレベルの統合水資源管理を実施する。
(6.6略)
- G.11 Make cities and human settlements inclusive, safe, resilient sustainable
- 11.1 2030年までに、すべての人々の適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
- 11.3 2030年までに、包括的かつ持続的な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包括的かつ持続的な人間居住計画・管理の能力を強化する。
- 11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことを含め、都市1人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
(11.2及び11.4以下略)
- G.14 Conserve and sustainably use oceans, seas and marine resources for sustainable development
- 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、全ての種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
- 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められた最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
(14.2, 3及び14.5以下略)
- G.15 Protect restore and sustainable use of terrestrial ecosystem, sustainably manage forest, combat desertification, and halt and reverse land degradation and halt biodiversity loss
- 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸地生態系と内陸淡水生態系および

それらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

(15.2略)

15.3 2030年までに、……砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地等の劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。

15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅を防止するための緊急かつ意味ある対策を講ずる。

15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。

(15.4及び7以下略)

G.16 Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels

16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅減する。

16.3 国家及び国際低レベルでの法の支配・促進をする。

16.5 あらゆる形態の汚職・贈賄の大幅減をする。

16.8 グlobal・ガバナンス機関への途上国参加の拡大・強化をする。

16.10 国内・国際法規に従い、情報への公共アクセス確保、基本的自由保障をする。

(16の2, 4, 6, 7, 9は略)

以上は主に一般的・間接的な事項であるが、一旦事が起これば、G3のように企業経営に直結するものが多い。

V. おわりに

— SDGsの経営実践に向けて—

「持続可能な開発（発展）は、前述の年表からも理解されるようにSDGsが提示される以前

より何度か取り上げてきた。

SDGsの内容については、IR・CSR・広報部門等担当者ではほとんどすべてが理解しているが、それに対しリーダーシップをとるべき上級管理者層ではその詳細を解しているものは必ずしも多くないため、まず、経営管理者の教育が必要であろう。また、SDGsには経済・社会・環境等の多面的な17ものゴールがあり、1つのゴールのもとに具体的で、多岐にわたったターゲットがあるので、セクショナリズムを排し統合的観点からの実施が要請される。

それ故に、経営実践においてSDGsは、以下のステップ¹⁷⁾で実施すべきである。

第1ステップ：SDGsの内容を各セクション間でよく理解する。企業の取り組むべき課題・責任とその根拠を把握していなければ、SDGsを効果的に実践することはできない。最初は、他社もSDGsを実施しているからと右に倣え方式で始めたとしても、それを根付かせるためにはその本質を理解することが必要である。

第2ステップ：企業における課題は多種多様であるので、効果的にSDGsの実践するためには課題間の優先順位を決定しなければならない。

第3ステップ：決定した優先的課題に即して達成目標を設定しなければならない。

第4ステップ：SDGsを企業経営へ統合する。SDGsを効果的に実施するためにはトップマネジメントが責任者となり各部門を指揮統制する必要がある。ミドルマネジメントでは、部門間の課題解決は困難で、企業全体を統合できないし、定着もしないからである。

第5ステップ：実施の状況を報告し、そのコミュニケーションを行う。単に実施したのみではチェック機能も働かないし、ステークホルダーの理解は得られず、改善も進まない。

要するに、SDGsの本質をよく理解し、それを主体的に取入れ、上述のステップを踏み実践することで、企業経営での有効性が発揮される。

- 注(1) 聖書にはSDGs, 特に倫理観関連の事項が多く見出されるが, たとえば, 新約聖書(マタイ伝福音書)第5章に次のような教えがある。「…幸福(さいわい)なるかな 心の貧しき者 天国はその人のものなり。幸福なるかな 悲しむ者 その人は慰められん。幸福なるかな 柔和なる者。その人は地をつがん。幸福なるかな 義に飢え渴く者。その人は飽くことを得ん。幸福なるかな 憐れみある者。その人は憐れみを得ん。幸福なるかな 心の清き者。その人は神を見ん。幸福なるかな 平和ならしむ者。その人は神の子と称えられん。幸福なるかな 義のために責められたる者。天国はその人のものなり。…」
- (2) 金谷治訳注『論語』, 岩波文庫, 2009年, 136頁。
- (3) 中村元訳『ブツダのこことば』, 岩波文庫, 1995年, 37頁。
- (4) スミスは、『国富論』の中で「見えざる手」によって人々が合理的な取引へ導かれるという思想はあまりにも有名である。『道徳感情論』においては, 社会的秩序が人間のさまざまな感情が作用し合った結果として形成されると主張する。そのためには人々が自身の感情や行為の適切性を図るために利害対立から独立した公平な観察者の基準が必要であるとする。
- (5) 『人口論』(1798年)での「幾何級数的に増加する人口と算術級数的にしか増加しない食糧とのギャップが貧困を生む」という考え方。
- (6) リカードは, その著『経済学および課税の原理』の中で, 各国が比較優位な産物を生産し輸出することで, 各国は利益を得ると主張した。
- (7) 彼はスラム街での人々の悲惨な状況を見聞し厚生経済学の研究を志したという。
- (8) 拙著『企業と社会のための経営会計論—環境局面のみの重視から社会関連全般配慮の経営会計への展開(改訂版)』, 創成社, 2013年, 221-224頁
- (9) 拙著, 前掲書, 225頁以下
- (10) D.H. メドウズ/D.L. メドウズ/J. ランダース/W.W. ベアランス三世著, 大来佐武郎監訳『成長の限界』, ダイアモンド社, 197-199頁(安川第五郎), 拙稿「SDGsの前段階としてのローマ・クラブ『成長の限界』シリーズ」『産業経理』Vol. 79 No. 2, 2019年, 174-186頁。
- (11) 環境省(参考資料3)「国連人間環境会議 人間環境宣言」
- (12) M. ポーターは, このようなCSR論を批判し, それに代わるCSV(Creating Shared Value; 共

通価値の創造)という概念を提唱した。すなわち, 社会的な課題を改善するとともに企業の収益性も高める差別化戦略である。

- (13) <https://sustainablejapan.jp/2016/05/14/esg/18157>
- (14) www.Sustainablejapan.jp/2016/05/14
- (15) Department of Public Information United Nation, Transforming Our World: 2030 Agenda for Sustainable Development, Sustainable Development Goals, 17Goals to Transform our World. 沖・笹谷他著『SDGsの基礎』事業構想大学院大学, 2019年。
- (16) ピーターD. ピーターセン, 竹林征雄編著『SDGsビジネス戦略』, 日刊工業新聞, 2019年, 113頁以下。
- (17) ピーターセン他編著, 前掲書, 61, 62頁。沖大幹・笹谷秀光他著, 前掲書, 78-80頁。北川哲雄編著『バックキャスト思考とSDGs/ESG投資』, 同文館, 2018, 24頁。

参考文献

- ・Donella Meadows & Jorgen Randers & Dennis Meadows, “Limit to Growth – The 30-Year Update –”, Chelsea Green Publishing Company, 2004.
- ・Andrew W. Savitz & Karl Weber “The Triple Bottom Line” The English Agency (Japan) Ltd, 2006. 中島早苗訳『サステナビリティ』(株)アスペクト, 2008年。
- ・Jorgen Randers, “A Global Forecast for the Next Forty Years 2052”, Chelsea Green Publishing Company, 2012. 野中香方子訳, 竹中平蔵解説『2052 今後40年のグローバル予測』, 日経BP社, 2013年。
- ・小宮山宏他編著「サステナビリティ学の創成」『サステナビリティ学①』, 「気候変動と低炭素社会」『サステナビリティ学②』, 東京大学出版, 1911年。
- ・高井亮・甲田紫乃編『SDGsを考える』ナカニシヤ出版, 2020年
- ・長岡延孝編著『サステナビリティの政策と経営』, 見洋書房, 2010年。
- ・樋口一清他著『サステナブル企業論』(グリーンMOT叢書)中央経済社, 2010年
- ・古沢広祐『食・農・環境とSDGs』, 農文協, 2020年。
- ・鷲田豊明他編著「循環型社会をつくる」『シリーズ環境政策の新地平7』岩波書店, 2015年。